



2010漁港漁場村海岸写真コンクール入賞作品から
「干潟模様」 村上 泰雄

CONTENTS

漁業・漁村の6次産業化とその推進について.....	漁政部 加工流通課	2
水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針について.....	増殖推進部 栽培養殖課	6
平成23年1月分のプレスリリース		8

漁業・漁村の6次産業化とその推進について

漁政部加工流通課

1. はじめに

現在、我が国の農林漁業においては担い手の高齢化や農山漁村の過疎化、農林水産物価格の低迷等による所得の減少といった様々な問題に直面しています。こうした困難な状況を打破するための施策として打ち出されたのが「6次産業化」です。水産分野においても、「資源管理・漁業所得補償対策」と並んで「漁業・漁村の6次産業化」を平成23年度から本格的に推進していくこととしています。

2. 「魚を獲って売る」ことの重要性

6次産業とは、「1次産業×2次産業×3次産業」です。「6次産業化」の意味は、①1次産業である農林漁業に従事する方々が、2次産業である製造・加工業、さらに3次産業である流通・小売業等にも自らで一体的に取り組んでいただくこと、②1次産業と2次産業、3次産業が連携・融合し、新産業の創出に取り組むこと——です。6次産業化を通じて地域の農林水産物に新たな付加価値を産み出し、新規ビジネスを創出したりすることにより、農林漁

業者等の所得の向上を目指すのがその最大の狙いです。

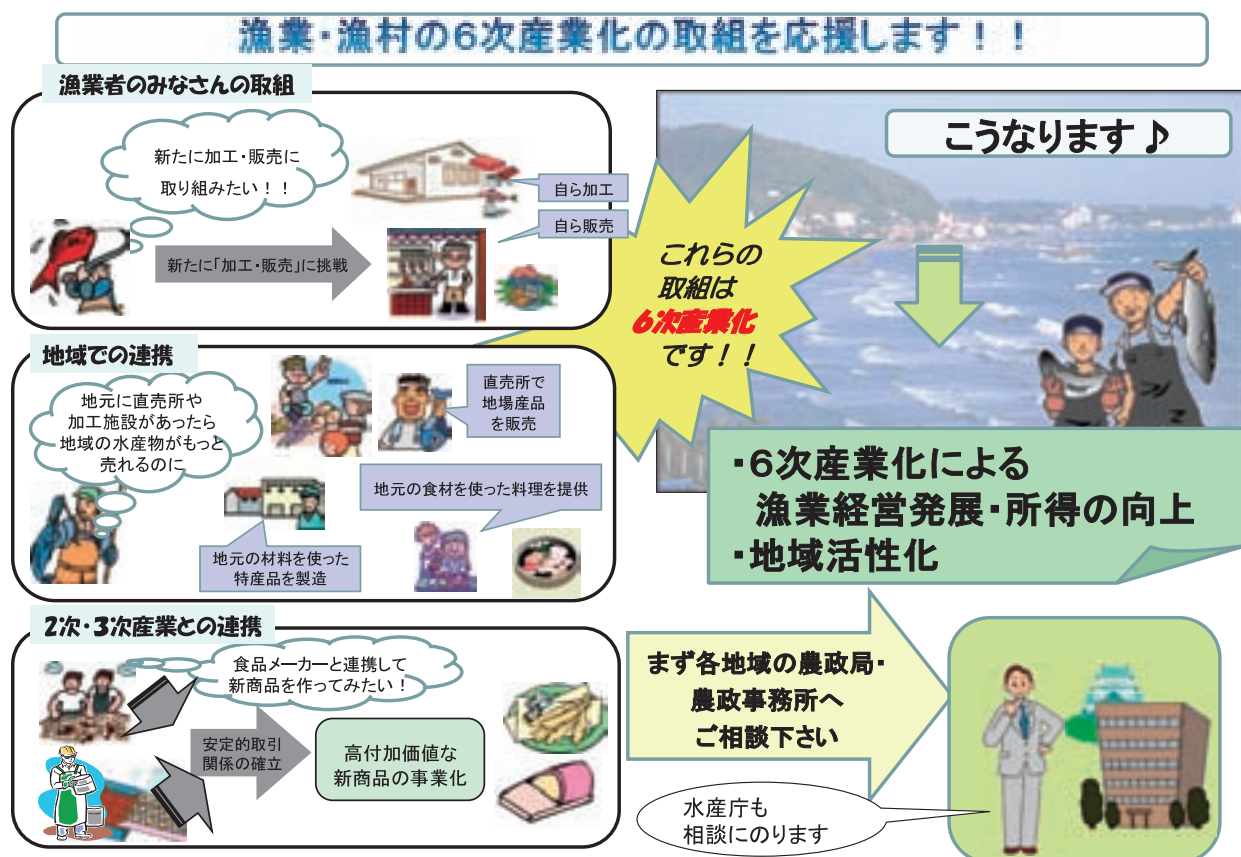
例えば、漁業者の方が自らの漁獲した水産物を活用して漁家レストランを経営することや、漁協と水産加工業者が協力して、廃棄されていた規格外の水産物を活用した新製品を開発し販売することなどが、まさしく6次産業化の事例となります（図1）。新たなチャレンジとして地域の水産物の輸出に取り組んでみよう、というのも6次産業化といえます。

すでに、こうした6次産業化に積極的に取り組んでいる漁業者・漁協もありますが、冒頭に述べた厳しい情勢の中で、より多くの漁業者の方々に、「魚を獲る」ところから一歩進んで、「魚を獲って売る」ところまで取り組んでいただき、収入増を目指してほしいと考えています。そのことが、地域全体の活性化にもつながっていくものと期待しているところです。

3. 推進のための施策① 六次産業化法

6次産業化を本格的に支援するため、政府は様々な施策

図1



を展開することとしています。その大きな柱として、昨春秋の臨時国会で「六次産業化法」（正式名称は「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」）が成立しました。

この法律の一番の目的は、6次産業化を推進することにより、農林漁業の振興を図るとともに、食料自給率の向上にもつなげることです。

法律の最大のポイントは、農林漁業者自らが生産・加工・販売に一体的に取り組む6次産業化のための事業計画を立て、農林水産大臣の認定を受けると、各種支援措置の対象になる、ということです。

例えば、漁業者・漁協が、地域で漁獲した水産物を加工して新商品を開発し、販売するような計画を立てます。その計画について、審査を経て大臣認定を受けます。認定を受けると、原料となる水産物の漁獲に必要な機器等を購入する場合、その資金として、無利子の沿岸漁業改善資金を、通常よりも長い償還期間で借りることができるようになります（図2）。

もう一つのポイントは、地域の農林水産物の利用の促進、つまり地産地消をさらに推進していくため、国がその基本方針を定め、地方自治体も地産地消促進のための計画を策定し、地域全体で地域の水産物の活用に取り組んでいくことです。

従来からある「農工商等連携促進法」でも、農林水産物を活用した新製品の開発・販売への支援を行ってきました。ただ、農工商等連携促進法では、農林漁業者と中小企業者との連携が条件でした。これに対し「六次産業化法」では、農林漁業者自らだけでの取組も支援の対象にしたという点が、大きな違いです。

4. 推進のための施策② 平成23年度予算

昨年12月に平成23年度農林水産予算が概算決定しました。この中で「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」として約130億円、そのうち、農林漁業者の加工・販売への取組を促進するための事業として、約33億円の予算を計上しています。

漁業者の方々が自ら新商品を開発し、販売するのはもちろん簡単なことではなく、専門家のアドバイスなどが必要な場合も多いと思います。そこで、新たな対策として「6次産業総合推進事業」を計上し、商品開発などに対する様々なアドバイスを受けられるような制度や、商談会などの情報を提供する仕組みなどを作る予定です（図3）。

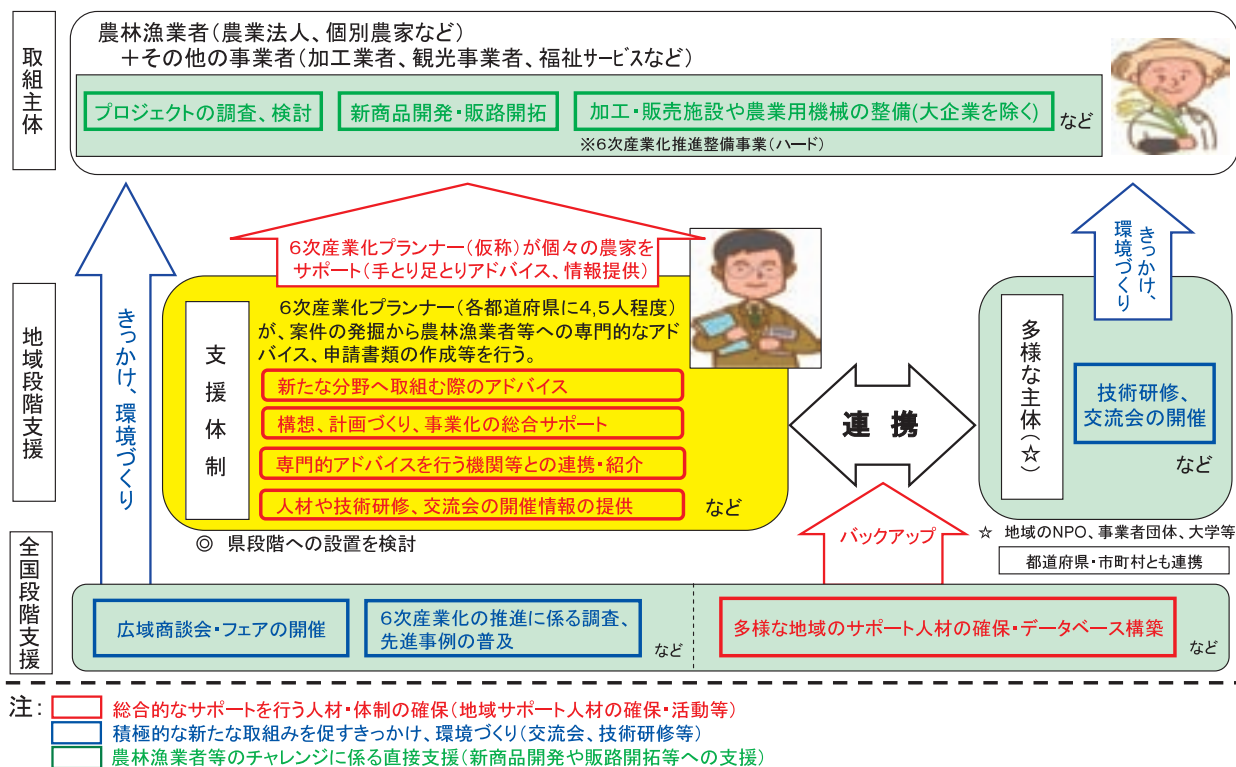
こうした予算関係の事業の一部については、先に述べた六次産業化法の計画認定を受けると、補助率が通常よりもアップされるなどのメリットを設けることにしています。

水産庁独自の予算としては、「産地水産業強化支援事業」

図2

法律による支援～六次産業化法、農工商等連携促進法		
	New! 六次産業化法(22年12月公布)	農工商等連携促進法(20年5月公布)
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ① 「農林漁業の振興及び農山漁村の活性化」等が目的 ② 農林漁業者等による取組が対象 ③ 農地の転用手続き簡素化等の農林漁業者等向けの支援を措置 	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林漁業者と中小企業者の「双方の経営改善」が目的 ② 農林漁業者と中小企業者が連携して行う取組が対象
目的	農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与。	中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与。
主体	(総合化事業計画) ・農林漁業者等 (加工・流通業者等を「促進事業者」として位置づけることも可能)	(農工商等連携事業計画) ・中小企業者と農林漁業者が連携
支援措置	農林漁業者等が加工又は販売を行う取組を支援するため、 ①沿岸漁業改善資金助成法等の特例 ②農地法の特例(農地転用手続きの簡素化) ③野菜生産出荷安定法の特例(リレー出荷支援)等を措置。	農林漁業者及び中小企業者を支援するため、 ①(株)日本政策金融公庫による低利融資 ②中小企業信用保険法の特例(保証限度額の拡大等) ③沿岸漁業改善資金助成法等の特例等を措置。

図3 6次産業総合推進事業
 <未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち(基幹)農林漁業者の加工・販売への取組促進>



があります(「強い水産業づくり交付金」の事業。予算額約32億円)。これは、漁村地域全体で、関係者が協力して6次産業化等に取り組む場合に、必要な施設の整備などに係る費用を補助するというものです(図4)。地域が一体となって、地元の水産物を活用するアイデアを実現していくという前向きな活動を、水産庁としても支援していきたいと考えています。

5. 農林水産省・水産庁の推進体制

6次産業化は農林水産行政の大きな柱の一つであり、農林水産省全体で推進していくことにしています。6次産業化のとりまとめを担当している総合食料局をはじめ、各局と水産庁や林野庁が連携して、さらには他の省庁とも協力して、様々な取組を応援していきたいと考えています。

農林水産省では、地域のみなさんの様々な質問や相談に対応する「ワンストップ窓口」を、各地方農政局に設けました。漁業関係者のみなさんにも、ご活用いただけますので、気軽にお問い合わせいただければと思います。(図5)

漁業の分野では、農商工連携などの制度を活用している漁協や水産加工業の方々もいますが、一方で、まだ地域でもその魅力に気づいていないような未利用の水産資源など、大いなる可能性を秘めた素材がたくさんあるのではないかと考えています。

そこで、水産庁としても、今後さらに積極的に6次産業化につながる事例を支援していこうと、「水産庁6次産業化推進チーム」を立ち上げました。庁内の関係する課の担当者や有志20数名がチーム員となり、法律や予算のPRを全国各地で行っているほか、さらに必要な施策は何かなどについて議論しています。「6次産業化について詳しく話を聞いてみたい!」という地域があれば、先に述べた近くの地方農政局にある「ワンストップ窓口」、もしくは水産庁(窓口は加工流通課)まで、ご連絡いただければと思います。

6. おわりに～浜のやる気が地域を変える!

6次産業化の重要性を中心に、法律や予算などについてご紹介してきました。ただ、6次産業化の推進で何と言っても一番大切なのは、漁業者のみなさん、地域のみなさんの熱意と行動です。政府がいくら旗振りをして、現場のみなさんにやる気になっていただかないと、当然ですがうまくいきません。

国内では、魚の消費量が減っていますが、消費者の方々の話を聞くと、決して魚が嫌いになったわけではありません。外食での需要はありますし、調理が簡単にできれば食卓に乗せたいと考えているの方々も多くいらっしゃいます。工夫次第で、チャンスは大いにある、というのが、漁業・

漁村の6次産業化だと言えるのではないのでしょうか。
 漁業者のみなさんが、自分たちで獲った魚を、自ら、あるいは地域の加工業者の方々等と協力してしっかりと売っ

ていくぞと、夢と希望を持って前向きに取り組んでいただけることを期待し、そうした方々をしっかりと応援していきたいと考えています。

図4 産地水産業強化支援事業
 <未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち(関連)品目・産地・担い手対策における取組推進>

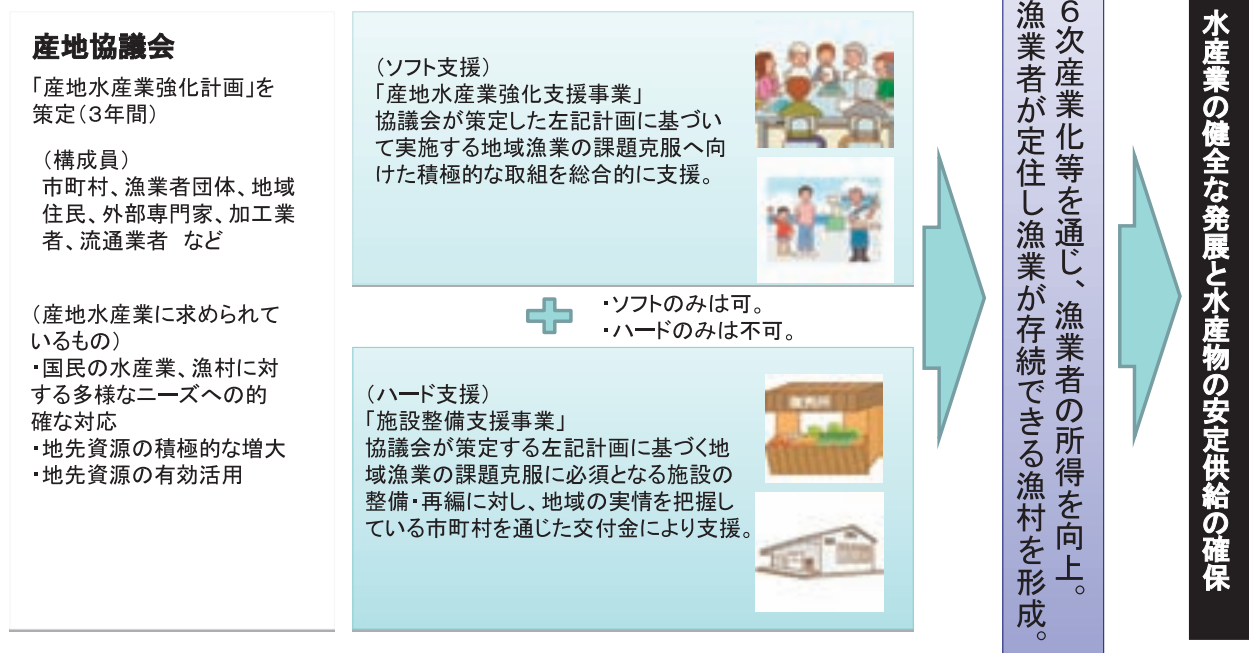


図5

お問い合わせはお近くの農政局・農政事務所 又は水産庁へ

各農政局ワンストップ窓口

北海道農政事務所農政推進課	北海道札幌市中央区北4西17-19-6 011-642-5410	北海道
東北農政局生産経営流通部食品課	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 022-221-6146	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局生産経営流通部食品課	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-740-0034	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局生産経営流通部食品課	石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 076-232-4233	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局生産経営流通部食品課	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 農林総合庁舎1号館 052-746-1215	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局生産経営流通部食品課	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 075-414-9024	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局生産経営流通部食品課	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 086-224-9415	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局生産経営流通部食品課	熊本県熊本市春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎 096-211-9624	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部食品・環境課	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 098-866-1673	沖縄県

水産庁加工流通課(水産庁の窓口) 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 03-3502-8427

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針について

増殖推進部栽培養殖課

1. はじめに

平成22年12月に「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」が策定されました。これは沿岸漁場整備開発法に基づきおおむね5年を1期として農林水産大臣が水産政策審議会の意見を聞いて定めるものであり、今回は第6次の基本方針となります。

基本方針では、栽培漁業に関する基本的な指針及び指標を定めるとともに、栽培漁業に関する技術の開発に関する事項などを定めることとされております。また、基本方針の内容と調和するように、都道府県は対象魚種ごとの放流の目標数量などを定めます栽培漁業基本計画を策定し、栽培漁業を推進することとなります。

どでは比較的良好な資源状態が確保されています。さらに、長年にわたりほとんど漁獲がなかった北海道のニシンを大量放流により復活させた事例など、漁獲抑制による資源管理手法のみでは達成できないような栽培漁業の特性を活用した成果もあらわれています。(図1)

一方では、近年、種苗生産施設の老朽化による種苗生産能力の低下が見られますとともに、都道府県の財政状況の悪化、魚価低迷による漁業者負担能力の低下などにより、種苗放流に必要な経費の確保が困難となってきております。特に、都道府県の区域を越えて回遊する広域種においては、放流に投じられた額の減少に伴い、種苗放流尾数が減少してきております。さらに、広域種の種苗放流につきましては、種苗放流の費用を負担する放流実施者と種苗放流の受益を受ける漁獲者が異なることが多く、種苗放流に係る費用負担を調整することがこれまで以上に重要となっています。また、温暖化による沿岸域の環境変化など自然環境の変化が生じておりまして、その変化に対応する栽培漁業を推進することも必要となっております。

このような栽培漁業を巡る状況を踏まえ、国、水産総合研究センター、都道府県、栽培漁業協会、全国的に栽培漁業を

2. 栽培漁業を巡る状況

現在、栽培漁業は、都道府県の指導のもとで漁協、漁連、漁業者などを主体として展開されており、放流した地先で漁獲される地先種、例えばウニやアワビなどでは、受益者負担による栽培漁業が着実に進展しつつあります。また、我が国周辺の主要水産資源の4割が低位の状態にある中で、これまでの大量放流の結果、例えばマダイやヒラメな

図1 放流の成功例

・漁獲の減少により「幻の魚」とされた石狩ニシンは、種苗放流により親魚群の造成に成功し、近年は漁獲量が2,000トンまで回復。

石狩ニシンの漁獲量と種苗放流量

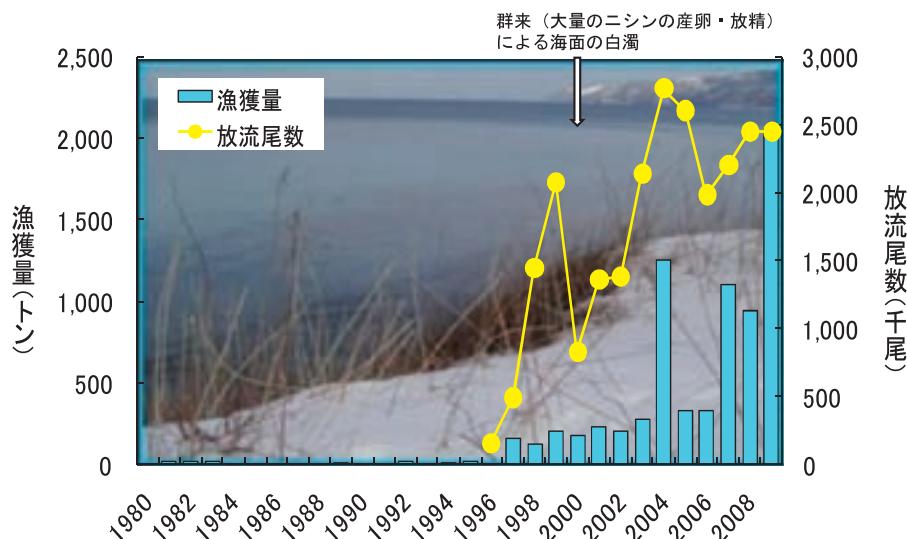
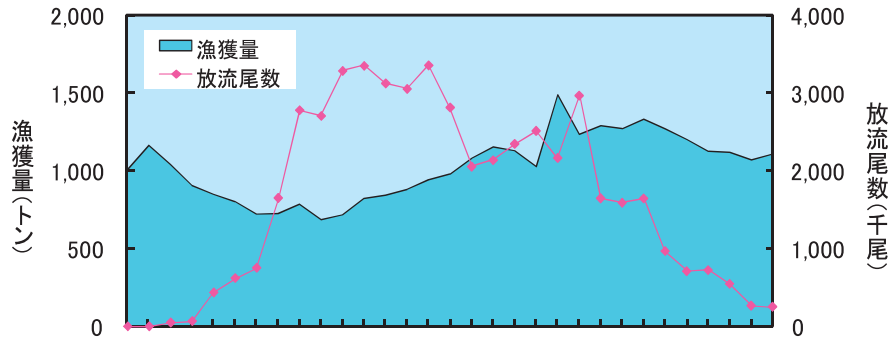


図2 資源造成栽培漁業のイメージ

- ・種苗放流と併せ、親魚を獲り残す漁獲管理を行うことで、再生産を確保して資源を造成。
- ・効率的な種苗放流と漁獲管理により安定した資源状態が達成された後は、漁獲管理に重点を置くことで、種苗放流尾数を減らしても、なお、良好な資源状態が維持される。

瀬戸内海(安芸灘他)のクロダイ漁獲量と種苗放流尾数



行う団体、漁業者団体、漁業者などが、適切な役割分担のもと、基本方針に定める取り組みを推進することとなります。

3. 第6次栽培漁業基本方針のポイント

基本方針では栽培漁業を推進していく上での重要となる事項を「基本的な指針及び指標」、「技術の開発」、「その他」の3つの項目に分けて定めていますが、このうち特に重要なポイントをあげますと次のとおりです。

(1) 栽培漁業による資源造成への取組強化

従来は放流種苗を成長後にすべて漁獲することを前提とする、いわば「一代回収型栽培漁業」を行ってまいりましたが、今後はそれに加えて、親魚を獲り残して、その親魚が卵を産んでいくという形で再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」(図2)を推進していこうというものです。これを漁獲管理及び漁場整備事業と一体的に実施するように努めることとしています。

(2) 放流種の重点化と効率的な栽培漁業の推進

種苗放流に多額の費用をかけることが難しくなっていることから、多種・少量・分散放流とならないよう、漁業者が放流効果を実感できるような相当の規模での集中的な放流と、対象種の重点化に努めることとしております。

(3) 広域種の推進体制

広域種については、関係する都道府県間の連携とか共同組織の構築を推進するとともに、必要に応じて国等も含めた推進体制づくりを図ることとしています。また、放流する者と漁獲する者が必ずしも一致しないことから、適切な費用負担の調整体制の整備も重要となっています。

(4) 共同種苗生産体制の構築

種苗生産施設の老朽化が進行していることから、関係都

道府県の種苗生産施設間での連携や分業などにより共同種苗生産体制の構築を推進して、低コスト化などを図るというものです。

4. その他基本方針における新しい点

「技術の開発」の項目で新たに定められた内容としては、「放流効果の評価」があります。ここでは直接的な漁獲による放流魚回収率に加え、新たなタイプの資源造成型栽培漁業の目的に沿ったものとして、放流魚の再生産による漁獲量増大への寄与率の推定を加味するよう努めるということとを記述しています。

また、基本方針の付表において主な栽培漁業対象魚種の漁獲動向の見通しを示しました。第5次基本方針の付表では「種苗放流の数量の見通し」を載せていましたが、第6次基本方針では漁獲管理と一体的に実施して資源造成を進めることから、従来の「放流」から一歩進めて、「育成」の部分に重点を置いた指標として「漁獲量動向の見通し」としたものです。

5. おわりに

以上が新たな栽培漁業基本方針の概要ですが、一言でその特徴をいえば「栽培漁業と資源管理」の一体的推進です。そこで極めて重要な課題となるのが、平成23年度予算案に盛り込まれている「資源管理・漁業所得補償対策」との連携です。全国各地の漁業者により取り組まれる資源管理措置との連携により、栽培漁業が更に効果をあげて資源の回復に大いに寄与することを期待しています。

プレスリリース 1月分

発表年月日	発表事項名	担当課
H23.1. 4	「第13回 日韓漁業共同委員会 第1回 小委員会（課長級）」の開催について	国際課
H23.1. 4	「水産政策審議会 第25回 漁港漁場整備分科会」の開催について	計画課
H23.1. 7	「日・モロッコ政府間漁業協議」の開催について	国際課
H23.1.11	「第13回日韓漁業共同委員会 第1回 小委員会（課長級）」の結果について	国際課
H23.1.18	WTO漁業補助金交渉における日本提案の提出について	加工流通課
H23.1.18	「日・モロッコ政府間漁業協議」の結果について	国際課
H23.1.21	韓国いか釣り漁船の拿捕について	管理課
H23.1.24	「第13回 日韓漁業共同委員会 第2回 小委員会」の開催について	国際課
H23.1.26	「第1回 ロシア水域における適正操業に関する検討チーム会合」の開催及び一般傍聴について	管理課
H23.1.28	「国内のクロマグロ養殖業の管理強化」及び「メキシコ産輸入クロマグロの情報収集」について	国際課
H23.1.28	平成22年の外国漁船取締実績について	管理課
H23.1.28	「第29回 FAO水産委員会」の開催について	国際課
H23.1.31	「第13回 日韓漁業共同委員会 第2回 小委員会」の結果について	国際課

編集後記 “窓辺のカーテン”

今回ご紹介した6次産業化は、漁業の方など生産サイドからの事業企画を支援していこうというものです。

このあいだイカスミを使った“沖縄風炊き込みご飯の素”なるものをいただきました。さっそくお米を洗って炊飯器に入れ、その素をチャット入れて炊いてみました。いいにおいがきて、わくわく炊き上がるのを待つことしきり。小口ネギとオリーブオイルを混ぜて食べてみると、なんともコクのあるイカスミパエリアのよう。沖縄の人ってこんな食べているのかな、おいしいな、知らなかったな、と感心しました。この素は地元で獲れるイカをもっと使って欲しいと、漁師の方たちと食品会社が共同で開発したものだそうです。こんなふうに地元の人しか知らなかった美味しさが、ホップ、ステップ、ジャンプで、各地に広まるといいですね。

「漁政の窓」では皆様に水産施策についてわかりやすくお伝えできるように努めていきますので、ご意見やご質問がありましたら下記にお寄せ下さい。



水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111 (内線6505)

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ → URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>